

差 押 債 権 目 録

金●●●, ●●●円

債務者が第三債務者から支給される下記債権にして、本命令送達時に支払期にある分以降頭書金額に満つるまで

記

- 1 毎月の給料（基本給及び諸手当。ただし、通勤手当を除く。）から給与所得税、住民税、社会保険料の法定控除額を差し引いた残額の2分の1
ただし、上記残額が月額66万円を超えるときは、その残額から33万円を控除した金額
- 2 各期の賞与から1と同じ法定控除額を差し引いた残額の2分の1
ただし、上記残額が66万円を超えるときは、その残額から33万円を控除した金額
なお、上記1及び2により頭書金額に達しないうちに退職したときは、
- 3 退職金から所得税、住民税の法定控除額を差し引いた残額の2分の1にして、上記1及び2と合わせて頭書金額に満つるまで

差 押 債 権 目 録

金 円

債務者が第三債務者から支給される下記債権にして、本命令送達時に支払期にある分以降頭書金額に満つるまで

記

- 1 毎月の給料（基本給及び諸手当。ただし、通勤手当を除く。）から給与所得税、住民税、社会保険料の法定控除額を差し引いた残額の2分の1
ただし、上記残額が月額66万円を超えるときは、その残額から33万円を控除した金額
- 2 各期の賞与から1と同じ法定控除額を差し引いた残額の2分の1
ただし、上記残額が66万円を超えるときは、その残額から33万円を控除した金額
なお、上記1及び2により頭書金額に達しないうちに退職したときは、
- 3 退職金から所得税、住民税の法定控除額を差し引いた残額の2分の1にして、上記1及び2と合わせて頭書金額に満つるまで

差 押 債 権 目 録

(請求債権目録(1)記載の債権について)

金●●●, ●●●円

債務者が第三債務者から支給される下記債権にして、本命令送達時に支払期にある分以降頭書金額に満つるまで

記

- 1 毎月の給料(基本給及び諸手当。ただし、通勤手当を除く。)から給与所得税、住民税、社会保険料の法定控除額を差し引いた残額の2分の1
ただし、上記残額が月額66万円を超えるときは、その残額から33万円を控除した金額
- 2 各期の賞与から1と同じ法定控除額を差し引いた残額の2分の1
ただし、上記残額が66万円を超えるときは、その残額から33万円を控除した金額
なお、上記1及び2により頭書金額に達しないうちに退職したときは、
- 3 退職金から所得税、住民税の法定控除額を差し引いた残額の2分の1にして、上記1及び2と合わせて頭書金額に満つるまで

差 押 債 権 目 録

(請求債権目録 (2) 記載の債権について)

金●●●, ●●●円

債務者が第三債務者から支給される下記債権にして、本命令送達時に支払期にある分以降頭書金額に満つるまで

記

- 1 毎月の給料（基本給及び諸手当。ただし、通勤手当を除く。）から給与所得税、住民税、社会保険料の法定控除額を差し引いた残額の4分の1
ただし、上記残額が月額44万円を超えるときは、その残額から33万円を控除した金額
- 2 各期の賞与から1と同じ法定控除額を差し引いた残額の4分の1
ただし、上記残額が44万円を超えるときは、その残額から33万円を控除した金額
なお、上記1及び2により頭書金額に達しないうちに退職したときは、
- 3 退職金から所得税、住民税の法定控除額を差し引いた残額の4分の1にして、上記1及び2と合わせて頭書金額に満つるまで

差 押 債 権 目 録

(請求債権目録 (1) 記載の債権について)

金 円

債務者が第三債務者から支給される下記債権にして、本命令送達時に支払期にある分以降頭書金額に満つるまで

記

- 1 毎月の給料（基本給及び諸手当。ただし、通勤手当を除く。）から給与所得税，住民税，社会保険料の法定控除額を差し引いた残額の2分の1
ただし，上記残額が月額66万円を超えるときは，その残額から33万円を控除した金額
- 2 各期の賞与から1と同じ法定控除額を差し引いた残額の2分の1
ただし，上記残額が66万円を超えるときは，その残額から33万円を控除した金額
なお，上記1及び2により頭書金額に達しないうちに退職したときは，
- 3 退職金から所得税，住民税の法定控除額を差し引いた残額の2分の1にして，上記1及び2と合わせて頭書金額に満つるまで

差 押 債 権 目 録

(請求債権目録 (2) 記載の債権について)

金 円

債務者が第三債務者から支給される下記債権にして、本命令送達時に支払期にある分以降頭書金額に満つるまで

記

- 1 毎月の給料（基本給及び諸手当。ただし、通勤手当を除く。）から給与所得税，住民税，社会保険料の法定控除額を差し引いた残額の4分の1
ただし，上記残額が月額44万円を超えるときは，その残額から33万円を控除した金額
- 2 各期の賞与から1と同じ法定控除額を差し引いた残額の4分の1
ただし，上記残額が44万円を超えるときは，その残額から33万円を控除した金額
なお，上記1及び2により頭書金額に達しないうちに退職したときは，
- 3 退職金から所得税，住民税の法定控除額を差し引いた残額の4分の1にして，上記1及び2と合わせて頭書金額に満つるまで

【養育費等債権の未払分と将来分を請求する場合】

【記載例】 3 - 1

※婚姻費用の未払分と将来分を請求する場合は、【記載例】 3 - 2 をご覧ください。

差 押 債 権 目 録

- 1 金●●●, ●●●円 (請求債権目録記載の1)
- 2(1) 令和●年●月から令和●年●月まで, 毎月●日限り, 金●●, ●●●円ずつ
(請求債権目録記載の2の(1))
- (2) 令和●年●月から令和●年●月まで, 毎月●日限り, 金●●, ●●●円ずつ
(請求債権目録記載の2の(2))

債務者が第三債務者から支給される下記債権にして, 本命令送達時に支払期にある分以降, 頭書1及び2の金額に満つるまで

ただし, 頭書2の(1)及び(2)の金額については, その確定期限の到来後に支払期が到来する下記債権に限る。

記

- 1 毎月の給料(基本給及び諸手当。ただし, 通勤手当を除く。)から給与所得税, 住民税, 社会保険料の法定控除額を差し引いた残額の2分の1
ただし, 上記残額が月額66万円を超えるときは, その残額から33万円を控除した金額
- 2 各期の賞与から1と同じ法定控除額を差し引いた残額の2分の1
ただし, 上記残額が66万円を超えるときは, その残額から33万円を控除した金額
なお, 上記1及び2により頭書金額に達しないうちに退職したときは,
- 3 退職金から所得税, 住民税の法定控除額を差し引いた残額の2分の1にして, 上記1及び2と合わせて頭書金額に満つるまで

差 押 債 権 目 録

- 1 金●●●, ●●●円 (請求債権目録記載の1)
- 2 令和●●年●月から離婚又は別居の解消に至るまでの間, 毎月●日限り, 金●●, ●●●円ずつ (請求債権目録記載の2)

債務者が第三債務者から支給される下記債権にして, 本命令送達時に支払期にある分以降, 頭書1及び2の金額に満つるまで

ただし, 頭書2の金額については, その確定期限の到来後に支払期が到来する下記債権に限る。

記

- 1 毎月の給料 (基本給及び諸手当。ただし, 通勤手当を除く。) から給与所得税, 住民税, 社会保険料の法定控除額を差し引いた残額の2分の1
ただし, 上記残額が月額66万円を超えるときは, その残額から33万円を控除した金額
- 2 各期の賞与から1と同じ法定控除額を差し引いた残額の2分の1
ただし, 上記残額が66万円を超えるときは, その残額から33万円を控除した金額
なお, 上記1及び2により頭書金額に達しないうちに退職したときは,
- 3 退職金から所得税, 住民税の法定控除額を差し引いた残額の2分の1にして, 上記1及び2と合わせて頭書金額に満つるまで

差 押 債 権 目 録

1 金 円（請求債権目録記載の1）

2

債務者が第三債務者から支給される下記債権にして、本命令送達時に支払期にある分以降、頭書1及び2の金額に満つるまで
ただし、頭書2 の金額については、その確定期限の到来後に支払期が到来する下記債権に限る。

記

- 1 毎月の給料（基本給及び諸手当。ただし、通勤手当を除く。）から給与所得税、住民税、社会保険料の法定控除額を差し引いた残額の2分の1
ただし、上記残額が月額66万円を超えるときは、その残額から33万円を控除した金額
- 2 各期の賞与から1と同じ法定控除額を差し引いた残額の2分の1
ただし、上記残額が66万円を超えるときは、その残額から33万円を控除した金額
なお、上記1及び2により頭書金額に達しないうちに退職したときは、
- 3 退職金から所得税、住民税の法定控除額を差し引いた残額の2分の1にして、上記1及び2と合わせて頭書金額に満つるまで

【養育費等債権の未払分と将来分並びに一般債権も請求する場合】【記載例】 4-1

差 押 債 権 目 録

(請求債権目録(1)記載の債権について)

- 1 金●●●, ●●●円(請求債権目録(1)記載の1)
- 2(1) 令和●年●月から令和●年●月まで, 毎月●日限り, 金●●, ●●●円ずつ
(請求債権目録(1)記載の2の(1))
- (2) 令和●年●月から令和●年●月まで, 毎月●日限り, 金●●, ●●●円ずつ
(請求債権目録(1)記載の2の(2))

債務者が第三債務者から支給される下記債権にして, 本命令送達時に支払期にある分以降, 頭書1及び2の金額に満つるまで

ただし, 頭書2の(1)及び(2)の金額については, その確定期限の到来後に支払期が到来する下記債権に限る。

記

- 1 毎月の給料(基本給及び諸手当。ただし, 通勤手当を除く。)から給与所得税, 住民税, 社会保険料の法定控除額を差し引いた残額の2分の1
ただし, 上記残額が月額66万円を超えるときは, その残額から33万円を控除した金額
- 2 各期の賞与から1と同じ法定控除額を差し引いた残額の2分の1
ただし, 上記残額が66万円を超えるときは, その残額から33万円を控除した金額
なお, 上記1及び2により頭書金額に達しないうちに退職したときは,
- 3 退職金から所得税, 住民税の法定控除額を差し引いた残額の2分の1にして, 上記1及び2と合わせて頭書金額に満つるまで

【養育費等債権の未払分と将来分並びに一般債権も請求する場合】【記載例】 4-2

差 押 債 権 目 録

(請求債権目録(2)記載の債権について)

金●●●, ●●●円

債務者が第三債務者から支給される下記債権にして、本命令送達時に支払期にある分以降頭書金額に満つるまで

記

- 1 毎月の給料(基本給及び諸手当。ただし、通勤手当を除く。)から給与所得税、住民税、社会保険料の法定控除額を差し引いた残額の4分の1
ただし、上記残額が月額44万円を超えるときは、その残額から33万円を控除した金額
- 2 各期の賞与から1と同じ法定控除額を差し引いた残額の4分の1
ただし、上記残額が44万円を超えるときは、その残額から33万円を控除した金額
なお、上記1及び2により頭書金額に達しないうちに退職したときは、
- 3 退職金から所得税、住民税の法定控除額を差し引いた残額の4分の1にして、上記1及び2と合わせて頭書金額に満つるまで

差 押 債 権 目 録

(請求債権目録(1)記載の債権について)

1 金 円(請求債権目録(1)記載の1)

2

債務者が第三債務者から支給される下記債権にして、本命令送達時に支払期にある分以降、頭書1及び2の金額に満つるまで
ただし、頭書2 の金額については、その確定期限の到来後に支払期が到来する下記債権に限る。

記

- 1 毎月の給料(基本給及び諸手当。ただし、通勤手当を除く。)から給与所得税、住民税、社会保険料の法定控除額を差し引いた残額の2分の1
ただし、上記残額が月額66万円を超えるときは、その残額から33万円を控除した金額
- 2 各期の賞与から1と同じ法定控除額を差し引いた残額の2分の1
ただし、上記残額が66万円を超えるときは、その残額から33万円を控除した金額
なお、上記1及び2により頭書金額に達しないうちに退職したときは、
- 3 退職金から所得税、住民税の法定控除額を差し引いた残額の2分の1にして、上記1及び2と合わせて頭書金額に満つるまで

差 押 債 権 目 録

(請求債権目録 (2) 記載の債権について)

金 円

債務者が第三債務者から支給される下記債権にして、本命令送達時に支払期にある分以降頭書金額に満つるまで

記

- 1 毎月の給料（基本給及び諸手当。ただし、通勤手当を除く。）から給与所得税，住民税，社会保険料の法定控除額を差し引いた残額の4分の1
ただし，上記残額が月額44万円を超えるときは，その残額から33万円を控除した金額
- 2 各期の賞与から1と同じ法定控除額を差し引いた残額の4分の1
ただし，上記残額が44万円を超えるときは，その残額から33万円を控除した金額
なお，上記1及び2により頭書金額に達しないうちに退職したときは，
- 3 退職金から所得税，住民税の法定控除額を差し引いた残額の4分の1にして，上記1及び2と合わせて頭書金額に満つるまで